

第 28 回 定例農業委員会議事録

令和7年11月5日（水）午後2時00分より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎		
		13	田部 恵		
		14	吉田 幹夫		

欠席委員（3名）

6	吉田 和郎	7	柳瀬 美穂	19	岡本 敏美

その他の出席者（4名）

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 名

議案

議案第677号 審査請求について

議案第678号 農業経営基盤強化促進法第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画案について

議案第679号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第680号 農地法第4条の規定による許可申請について

報告第28号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項
について

議長 　ただ今から、第28回定例農業委員会を始めたいと思います。

　本日の議事録署名者に、5番 森委員、16番 三輪委員の両名の方に
お願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

　議案第677号、審査請求について、を議題に供します。事務局説明願
います。

事務局 　議案第677号、審査請求について、説明させていただきます。

　別添資料をお願いします。

　資料No.3のとおり、7月1日に情報公開した内容を不服として、情報公
開審査請求書が提出されております。

　前回の定例会で、資料7のとおり、審査請求人から情報公開審査請求の
補正書が提出され、正式に当委員会として審査請求を受理しましておりま
す。

　これを受けて、資料8のとおり弁明書（案）を作成しております。

　内容としましては、まず、P1の第1で、審査請求人が公開を求めてお
ります、所在、現況、地積のうち、現況につきましては、既に資料4-1
及び資料4-2のとおり、変更決定により、公開済のため却下とし、所在
及び地積については、棄却とされることが適当であるとしております。

　再度、資料8をご覧ください。

　P4以降に、棄却とした理由が記載されているものでございます。

　P4 (2)処分の理由として、ウ 土地の所在については、法務局にて全
部事項証明書を取得することにより、個人名や住所が特定される可能性が
あるため非公開とした理由が記載されております。

　土地の地積については、P5 オ 面積についても、記載面積が、登記
上の面積を記載していることから、こちらもまた、面積を基に法務局にて
全部事項証明書を取得することで、個人名や住所が特定される可能性があ
るため非公開とした理由が記載されております。

　なお、P5 第3 処分庁からの補足に記載があるとおり、全体の農地
筆数に対して、非農地判断した農地の割合が少ないため、現地と面積を基

に、氏名、住所が特定される可能性が高まるとしております。

今後につきましては、審査請求人に対し、当該弁明書を送付し、請求人からの反論書等の提出を、11月20日までに求め、その内容を踏まえて、情報公開審査会に諮るかどうかを、次回の定例会で諮りたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 今回は、会としてこの弁明書の内容を諮ることでよいですか。
これを送付し、審査請求人からの反応を待つことでよいですか。

事務局 そのとおりでございます。

議長 他になにか、ご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第678号 農業経営基盤強化促進法第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第678号、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、説明させていただきます。

こちらの事案につきましては、委員のうち、6番、7番、に関する事案がございしますが、本日、両名とも欠席されておりますので、このまま説明を続けます。

別に配布しております、「令和7年度 3号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

当委員会における農用地利用集積等促進計画案の審議につきましては、原則、5月と11月の年2回を予定しております。

この促進計画案は、県が農用地利用集積等促進計画を公告することにより、権利の設定、移転の効力が発生します。

設定する土地は、原則、市街化区域以外の農地となっております。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みに於いて、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

1ページが、促進計画案の総括表でございまして、2ページから56ページまでが詳細となっております。

1ページの総括表をご覧ください。

左から、農地中間管理機構を介して、利用権を設定する担い手の住所・氏名又は法人の名称が記載されております。権利の種類、延べ人数、筆数、面積が記載されております。

下の計をご覧くださいますと、延べ302名の土地の所有者による、合計1,145筆、929,701.68㎡の面積が利用権設定されることとなります。

2ページから、56ページまでは、詳細となりますが、左から順に表の説明をさせていただきます。

左から、農地中間管理権の設定等を受ける土地につきましては、土地の所在や利用権設定対象面積が載せてあります。

次に、農地中間管理権等の内容につきましては、権利の種類、利用目的、貸借期間及び賃料が記載されております。

農地中間管理権の設定等を行う者につきましては、出し手、すなわち所有者の氏名及び住所が記載されております。

最後に、農地中間管理機構による貸借権の設定等を受ける者につきましては、受け手、すなわち担い手の氏名及び住所が記載されております。

56ページをご覧ください。

下の欄でございますが、

利用権を設定する者 292人、設定する土地 1,145筆、
面積 929,701.68㎡となっております。

次に、別に配布しております、「令和7年度 4号 農用地利用集積等
促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

先程の3号の促進計画案との違いは、こちらは担い手のみの変更でござ
います。

表の説明をさせていただきます。

左側に記載の、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者か
ら、互いの合意によって、右側の新たな利用集積等促進計画案に記載され
ている者に担い手を変更するものでございます。

計の欄をご覧ください。

変更する担い手 4名、変更する土地 64筆、
面積48,636㎡となっております。

次に2ページから4ページまでが各筆明細となります。

左から、農地中間管理機構による賃借権の移転等を受ける土地につきま
しては、担い手の変更の対象となる土地の所在と、利用権設定面積が記載
されております。

農地中間管理機構による賃借権等の内容につきましては、権利の種類、
利用目的、貸借期間が記載されております。

農地中間管理権の設定等を行った者は現所有者、1つ右側の現に農地中
間管理機構から賃借権の設定等を受けている者の欄には、現在の担い手、
最後、農地中間管理機構による賃借権の移転等を受ける者の欄には、新た
な担い手の氏名及び住所に関する事項が載せてあります。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案に対する
当委員会の意見につきましては、市農林課を通じて農地中間管理機構に提
出し、当該計画は、県に於いて12月26日付けで認可し公告する予定を
しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第679号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第679号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

10件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、1, 189㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、使用貸借権によります、田、1, 329㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、244㎡で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、畑、109㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、畑、138㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 6番、所有権移転によります、田、62㎡で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

7番、所有権移転によります、田、813㎡で、ございます。取得後は
水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるも
のと認められます。

2ページをお願いします。

8番、所有権移転によります、畑、148㎡で、ございます。取得後は
野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるも
のと認められます。

9番、使用貸借権によります、田、1,287㎡で、ございます。取得
後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用され
るものと認められます。

10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、64㎡で、ございま
す。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に
利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定
してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていた
だきます。

議案第680号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題
に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第680号 農地法第4条関係申請明細について、説明させて頂き
ます。

7件提案されております。

- 1番、田、347㎡で、梨販売施設兼駐車場でございます。
農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。
許可区分は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。
- 2番、田、344㎡で、分家住宅でございます。
農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 3番、畑、2筆合わせて、418㎡で、農家住宅（倉庫・物置）でございます。
農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 4番、畑、647㎡で、農家住宅（倉庫・車庫・庭）でございます。
農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 5番、畑、922㎡で、農業用倉庫でございます。
農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3ページをお願いします。

- 6番、田、522㎡で、農家住宅（居宅・庭）、農業用倉庫でございます。
農地の区分は、宅地化が進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるものであり、第2種農地と判断します。
許可区分は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。
- 7番、田、5筆合わせて、443㎡で、農家住宅（居宅・庭）、農業用倉庫、農産物加工処理施設、公衆用道路でございます。
農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第28号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第28号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局 事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

- 1番、田、307㎡で、貸駐車場でございます。
- 2番、田、44㎡で、一般個人住宅でございます。
- 3番、田、878㎡で、貸駐車場でございます。
- 4番、田、94㎡で、一般個人住宅(庭)でございます。

4ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、18件申請されています。

- 5番、所有権移転によります、田、997㎡で、分譲住宅でございます。
- 6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、882㎡で、分譲住宅でございます。
- 7番、賃貸借権によります、田、1,205㎡で、住宅展示場でございます。
- 8番、賃貸借権によります、田、604㎡で、住宅展示場でございます。
- 9番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、624.71㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、760㎡で、宅地分譲でございます。

5ページをお願いします。

11番、所有権移転によります、田、244㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、賃貸借権によります、田、2,362㎡のうちで、220㎡で工所用仮設道路でございます。

一時転用による期間は、令和7年10月1日から令和8年2月27日まででございます。

13番、所有権移転によります、田、畑、3筆合わせて、412㎡で、建設業資材置場でございます。

14番、所有権移転によります、田、790㎡で、中古用品販売業駐車場でございます。

15番、所有権移転によります、田、530㎡で、宅地分譲でございます。

16番、所有権移転によります、畑、489㎡で、分譲委住宅でございます。

17番、所有権移転によります、田、297㎡で、一般個人住宅でございます。

6ページをお願いします。

18番、使用貸借権によります、田、562㎡のうち、300㎡で一般個人住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、8.31㎡で、一般個人住宅でございます。

20番、所有権移転によります、田、355㎡で、宅地分譲でございます。

21番、使用貸借権によります、田、257㎡で、一般個人住宅でございます。

22番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、1,271㎡で、貸駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

23番、田、687㎡でございます。

24番、田、3筆合わせて、4,567㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、2,868㎡でございます。

26番、田、3筆合わせて、2,284㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時20分閉会